

相談事例編（その2）

●はじめに

前回は種類株、属人株についての相談事例として、その活用例を紹介した。今回も引き続き活用例を紹介する。

I 相談事例①

私の会社は、今私が社長で息子である専務が一通り会社の業務運営を取り仕切っております。もう大丈夫かなとも思うのですが、いま一つでなく、重要な局面では任せきれないものを感じています。

何か良い方法はあるでしょうか。

回答

ここでは黄金株を使うのが良いでしょうね。黄金株は定款に記載した事項について、株主総会の決定として、それを持っている株主が拒否できる株式です。その黄金株を現社長であるあなたが持ります。取締役の選任や事業の譲渡、合併など会社の重要な案件が対象になります。

黄金株は、現経営者と後継者の経験や年齢差が大きいときに設定します。後継者が一人前と判断できたら、普通株式に転換すればよいわけですね。

留意点としては、拒否権の対象を余り広げないことです。後継者が萎縮しない配慮も必要です。

取得条項付きの株式として設計することも

必要です。あなたが死亡して相続になつたらというと縁起でもないですが、実際いろいろな場面を想定する必要がありますので考えていただきたいのですが、そのときは黄金株も親族に引き継がれます。それは少しまずい場合が多いと思います。経営が分からぬ人が重要な案件について拒否権を持つのはふさわしくありません。そこで取得条項付きの株式にしておいて、相続の時には会社でその株を強制的に引き取れるようにしておくということです。

ここでのポイントは、重要な決定について拒否できる権利を現社長が保持することである。ただ、親子の間で株式を使って経営をコントロールすること自体少し形式的過ぎるといえなくもない。親子であれば、話合いでということが普通かもしれない。しかし、親子だから、どこかで形としてけじめをつけることも必要になることも十分にあり得る。形を作つておけば、社長になる息子も父親を無視できない。重要な意思決定の前には必ず相談することにもなる。経営のプロセスコントロールの一つの手段として、種類株が活用できるということである。

II 相談事例②

私の会社は長男を後継者として事業運営の一部を分担して実行させています。

ただ、いま一つ頼りないので、社長としての私が元になり、昔からの大番頭であるA氏

にもかなりの部分を頼らざるを得ない状況です。ただ、私もこの頃少し体調が悪く、この1年の間に入院することになる可能性がかなり高いと医者に言われました。年齢も80歳を超えており、早く長男にすべての経営を任せたいとも考えるようになりました。

私がいるときは私が社長として長男を今までどおり育成すればよいのですが、私が入院したらA氏に私のいない間は私に代わって社長を担当してもらい、長男を後継者として育成してもらいたいと考えております。

何か良い方法はあるでしょうか。

回答

今までのA氏の功績に対する褒賞として社債100万円をまず交付します。それに新株予約権を付けます。ヒーロー株を取得できる新株予約権です。

ウルトラマンが緊急事態が発生したときに颯爽と登場するように、例えば社長が急病で長期入院するというようなときに、社長に代わって会社を指揮統制します。そして社長が復帰したら、また颯爽と帰って行きます。条件により特別な権利が発生し、その条件が終了すると特別な権利も消滅するわけです。

御社の場合、社長が入院するというとき、又は余り考えたくないですが、社長が死亡したときのことも考え、「代表取締役が入院や死亡のとき」という条件でヒーロー株を社債に代わって発行することにします。それを定款に記載します。

このときの株式は「A氏が持つ株式を1株100個の議決権を持つ」ヒーロー株です。そうすると例えば社長が入院するとそのヒーロー株が発行されて議決権の過半数をA氏が持つことになります。その際、社債の金額が株式の発行に充当されることになります。社長が入院を終えて帰ってくれば、その株式は

社債に変換されます。

社債は会社にとってもメリットがあるものです。社債は議決権がありませんし、配当が不定期で計画が立てづらいのに比べ、一定額の利息支払いですので計画が立てやすいということがあります。また、その利息は損金になります。ただ、社債の償還期が来ますと全額償還しなければならないのがデメリットですが……。

このヒーロー株予約権については相続を認めないことを定款に記載するとともに、ヒーロー株式については取得条項付きにし、相続の際は買い取るようにして株式の分散を招かないようにします。

今回の社債を新株予約権付社債（C B）といいます。ヒーロー株を発行したときは社債償還金額を充当しますが、交付されたヒーロー株が社債以上ですとその差額が利益になります。また、その後ヒーロー株が再び社債に転換しますが、これを再転換型新株予約権付社債（リバーシブル社債）といいます。A氏が頑張って業績がよければ、株価が上がりります。それで社債に転換すれば上昇した分はA氏の利益になります。頑張れば報いられるということでA氏の励みにもなります

ここで大切なのは、後継者の育成を任せられたA氏が真剣に、そして誠実に現社長の要請に応えてくれるかどうかである。そのためにはインセンティブを用意する必要がある。

社長の退院という客観的な条件で、元の状態に戻ることが明確に実行できることや属人株と社債をうまく組み合わせて、A氏が頑張れば、それに比例してA氏もメリットを享受できることなど、株式や社債の特性をうまく活用した事例である。